

みくに便り



緊急事態宣言も解除され、「新しい生活様式」が求められています。
働き方では、①テレワークやローテーション勤務②時差通勤③オフィスはひろびろと
④会議、名刺交換はオンライン⑤対面での打合せは換気とマスク。となっています。
1つでも多くのものを取り入れて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に繋げたいですね。

2020年6月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）
や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



コロナ禍で、事業者の健康診断の延期が認められています

◆対応の概要

- ・一般健康診断：令和2年6月末までに実施を求めるものについては、実施時期を10月末まで延期することができます。
- ・特殊健康診断：実施することが義務づけられていますが、十分な感染防止対策を講じることが困難な場合などには、実施時期を10月末まで延期することができます。
- ・健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があります。

◆一般健康診断

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定により、労働者の雇入れの直前または直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務づけられています。しかし、新型コロナウイルスの拡がりにより、健康診断等の実施会場においても、密閉・密集・密室といった「三密」空間での感染拡大が懸念されるところから、一般健康診断の実施時期については、令和2年6月末までに実施する求められるものについては、令和2年10月末までのできるだけ早期に実施することとして差し支えないとされました。

◆特殊健康診断

また、事業者は、労働安全衛生法第66条第2項および第3項、じん肺法の規定に基づき、有害な業務に従事する労働者や有害な業務に従事した後配置転換した労働者に特別の項目についての健康診断を実施することや、一定の有害な業務に従事する労働者に歯科医師による健康診断を実施すること等が義務づけられています（特殊健康診断）。

特殊健康診断については、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、基本的には十分な感染防止対策を講じたうえで法令に基づく頻度で実施するのが望ましいとされていますが、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、一般健康診断と同様、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、令和2年10月末までのできるだけ早期に実施することとして差し支えないとされました。

これらの取扱いは、現時点では新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応とされています。詳細は厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」に掲載されていますが、随時更新されていますので、こまめにチェックする必要があります。

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）】

<https://mhlw.lisaplus.k.jp/jump.cgi?p=2&n=107>

6月の税務と労務の手続 提出期限

1日

○ 労働保険の年度更新手続の開始 [労働基準監督署]

10日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○ 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

30日

○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

雇入時及び毎年一回

○ 健康診断個人票 [事業場]